

福岡市学校給食費条例施行規則の一部改正について（報告）

1 規則改正の趣旨

福岡市学校給食費条例施行規則（平成 21 年福岡市規則第 91 号。以下「規則」という。）について、昨今の食材料費の上昇に対応するため、給食費の額を改定する必要があることから、規則の一部を改正するもの。

なお、福岡市学校給食費条例（平成 21 年福岡市条例第 40 号）第 3 条第 1 項本文において、給食費は徴収しないものとされているが、同項ただし書及び規則第 4 条の 2 第 1 項各号の規定に基づき徴収する給食費について、その額を改定するもの。

2 新旧対照表

旧	新
<p>（給食費の額）</p> <p>第 5 条 条例第 3 条第 1 項ただし書の規則で定める額は、小学校及び特別支援学校小学部にあつては月額<u>4,200円</u>とし、中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部にあつては月額<u>5,000円</u>とする。ただし、8 月分は零円とする。</p>	<p>（給食費の額）</p> <p>第 5 条 条例第 3 条第 1 項ただし書の規則で定める額は、小学校及び特別支援学校小学部にあつては月額<u>6,300円</u>とし、中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部にあつては月額<u>7,600円</u>とする。ただし、8 月分は零円とする。</p>

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

【参考1】

○福岡市学校給食費条例

平成 21 年 3 月 26 日

条例第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市が教育行政の一環として実施する学校給食について、保護者等が負担すべき給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第 2 条 本市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。)第 4 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和 32 年法律第 118 号。以下「特別支援学校給食法」という。)第 3 条の規定に基づき、福岡市立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学するすべての児童又は生徒を対象に、学校給食を実施するものとする。

(給食費の不徴収等)

第 3 条 給食費は、徴収しない。ただし、前条の規定により学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者及びその他これに準じる者として規則で定める者をいう。)が規則で定める給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る保護者等が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額については、市長は、当該保護者等から給食費として徴収する。

2 前項ただし書において「保護者等が負担すべき経費」とは、法第 11 条第 2 項において保護者の負担とされ、又は特別支援学校給食法第 5 条第 2 項において保護者等の負担とされているものをいう。

(令和 7 条例 43・一部改正)

(給食費の納付)

第 4 条 前条第 1 項ただし書の給食費は、毎月その月分を規則で定める日(4 月分については、翌月の規則で定める日)までに納付しなければならない。

(令和 7 条例 43・一部改正)

(給食費の減免)

第 5 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第 3 条第 1 項ただし書の給食費を減額し、又は免除することができる。

(令和 7 条例 43・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和 7 年規則第 59 号により令和 7 年 8 月 1 日から施行)

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市学校給食費条例第 3 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべき給食費について適用し、施行日前に納付すべき給食費については、なお従前の例による。

【参考2】(現行規則抜粋)

○福岡市学校給食費条例施行規則

平成 21 年 7 月 13 日

規則第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡市学校給食費条例(平成 21 年福岡市条例第 40 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(基準給食回数)

第 3 条 給食費の算定に当たっては、学校給食の回数は、1 年度 190 回を基準とする。

(保護者に準じる者)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条に規定する保護者
- (2) 成年に達した生徒については、その者の就学に要する経費を負担する者
- (3) その他保護者に準じる者として市長が定めるもの

(令和 7 規則 60・一部改正)

(給食費に関する給付)

第 4 条の 2 条例第 3 条第 1 項ただし書の規則で定める給食費に関する給付は、次に掲げる給付のうち給食費に充てるものとして支給されるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 19 条の援助
- (2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条の教育扶助
- (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)第 2 条第 1 項に規定する経費の支弁
- (4) 次のいずれかに該当する者の保護者等に対して市が行う給付

ア 小学校に在学する児童又は中学校に在学する生徒で、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に規定する障がいの程度に該当する者

イ 小学校の特別支援学級に在籍する児童又は中学校の特別支援学級に在籍する生徒

- (5) 次条から第 13 条まで(第 11 条及び第 12 条を除く。)の規定により徴収することとされる額から前 2 号に掲げる給付のうち給食費に充てるものとして支給されるものの額を減じて得た額について市が行う給付

(令和 7 規則 60・追加)

(給食費の額)

第 5 条 条例第 3 条第 1 項ただし書の規則で定める額は、小学校及び特別支援学校小学部にあっては月額 4,200 円とし、中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部にあっては月額 5,000 円とする。ただし、8 月分は零円とする。

(平成 24 規則 29・平成 27 規則 24・令和 7 規則 60・一部改正)

(給食費の減額等)

第 6 条 児童又は生徒が食物アレルギー等の理由により給食を受けることができないため、同人に対して牛乳、パン、米飯又はおかず(以下「給食区分」という。)のいずれかの給食が実施されなくなった場合の給食費の額は、前条に定める額から、当該給食区分の給食費に相当する額を減じて得た額とする。ただし、パンの給食が実施されなくなった場合において、その代替食の給食が実施されるときは、この限りでない。

2 前項の規定による給食費の減額は、月の 14 日までに給食が実施されなくなった場合は